## メーター運賃概算表

(中部国際空港 タクシー乗り場 発)

			<i></i>				
行き先	参考地点	経由地/等	距離	普通車タクシー	ジャンボタクシー	通行料	所要時間
烈田烧	熱田区役所	⇒ 呼続IC ⇒	39km	15,000円	20,000円	1,560円	45分
北区	北区役所	⇒ 黒川IC ⇒	50km	19,000円	25,500円	1,940円	60分
昭和区	昭和区役所	⇒ 高辻IC ⇒	42km	16,500円	21,500円	1,670円	50分
千種区	千種区役所	⇒ 高辻IC ⇒	45km	17,500円	23,000円	1,670円	50分
天白区	天白区役所	⇒ 鳴海IC ⇒	40km	15,500円	20,500円	1,680円	50分
中区	愛知県庁	⇒ 丸の内IC ⇒	48km	18,500円	24,500円	1,850円	55分
中川区	中川区役所	⇒ 黄金IC ⇒	48km	18,500円	24,500円	1,910円	55分
中村区	名古屋駅	⇒ 錦橋IC ⇒	46km	17,500円	23,500円	1,910円	50分
西区	西区役所	⇒ 丸の内IC ⇒	47km	18,000円	24,000円	1,850円	55分
東区	東区役所	⇒ 東新町IC ⇒	50km	19,000円	25,500円	1,850円	60分
瑞穂区	瑞穂区役所	⇒ 呼続IC ⇒	40km	15,500円	20,500円	1,560円	50分
緑区	緑区役所	⇒ 大高IC ⇒	33km	13,000円	17,500円	1,090円	40分
港区	港区役所	⇒ 木場IC ⇒	38km	15,000円	19,500円	1,780円	40分
南区	南区役所	⇒ 大高IC ⇒	35km	14,000円	18,500円	1,090円	40分
名東区	名東区役所	⇒ 上社南IC ⇒	46km	17,500円	23,500円	1,950円	50分
守山区	守山区役所	⇒ 小幡IC ⇒	51km	19,500円	26,000円	2,070円	60分
刈谷市	刈谷市役所	⇒ 東浦知多IC ⇒	29km	11,500円	15,500円	880円	45分
知立市	知立市役所	⇒ 阿久比IC⇒衣浦豊田線	36km	17,500円	23,500円	980円	55分
安城市	安城市役所	⇒ 阿久比IC ⇒	35km	14,000円	18,500円	780円	60分
豊田市	豊田市役所	⇒ 豊田東IC ⇒	60km	22,500円	30,000円	1,900円	60分
岡崎市	岡崎市役所	⇒ 岡崎IC ⇒	64km	24,000円	32,000円	2,140円	60分
西尾市	西尾市役所	⇒ 半田中央IC⇒衣浦トンネル	31km	12,500円	16,500円	930円	55分
豊橋市	豊橋市役所	⇒ 豊川IC ⇒	95km	35,000円	47,000円	2,800円	90分
豊川市	豊川市役所	⇒ 音羽蒲郡IC ⇒	84km	31,000円	42,000円	2,500円	80分
一宮市	一宮市役所	⇒ 小牧南IC ⇒	64km	24,000円	32,000円	2,220円	70分
瀬戸市	瀬戸市役所	⇒ 長久手IC ⇒	60km	22,500円	30,000円	2,390円	65分
春日井市	春日井市役所	⇒ 勝川IC ⇒	57km	21,500円	29,000円	2,070円	65分
小牧市	小牧市役所	⇒ 小牧南IC ⇒	60km	23,000円	30,000円	2,220円	70分
稲沢市	稲沢市役所	⇒ 西春IC ⇒	63km	24,000円	32,000円	2,210円	60分
日進市	日進市役所	⇒ 植田IC ⇒	45km	17,500円	23,000円	1,820円	65分
みよし市	みよし市役所	⇒ 豊明IC ⇒	45km	17,500円	23,000円	1,440円	65分
豊明市	豊明市役所	⇒ 大高IC ⇒	39km	15,000円	20,000円	1,090円	55分
<del></del>		•					·

- ① 本表は『中部国際空港』タクシー乗場から有料道路または一般道を経由し、参考地点までの距離のみによって算出したメーター概算運賃です。目安と考えて下さい。
- ② 一般道を使用する場合は、信号待ち・渋滞などの理由で上表運賃と大きく異なる場合があります。
- ③ 通行料はETCを利用した目安となります。
- ④ 所要時間は交通渋滞等で大幅に異なる場合があります。
- ⑤ 深夜・早朝(22時から翌朝5時まで)の場合は2割増となります。
- ⑥ 障害者割引と運転免許証返納割引が重複する場合は、どちらか一種類のみ適用します。
- ⑦ 障害者割引又は運転免許返納割引と遠距離割引が重複する場合は、それぞれ適用します。
- ⑧ 割引が重複して適用される場合の運賃等の額は、割引制度ごとに求められた割引額の合計をタクシーメーター器表示額から減じた額とします。
- ⑨ 平成19年12月10日より、それまで設定されていた定額運賃は廃止となり、メーター運賃になっています。